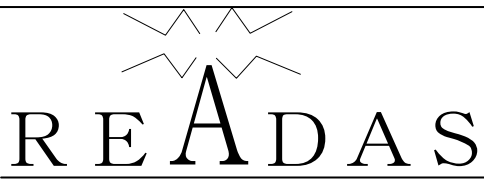


第 4776 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 7月23日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模宅地等の特例の改正が明らかに

Q：小規模宅地等の特例の改正内容が明らかになったそうですが、どのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

さきごろ、平成25年度の税制改正で改正になった二世帯住宅と老人ホームに入所していた場合の小規模宅地等の特例の適用要件が政令によって明らかになりました。

概要は、次のとおりです。

①二世帯住宅

その被相続人が居住していた建物が区分所有建物の場合は、被相続人の居住していた部分に限られ、それ以外の建物については、被相続人又はその親族の居住の用に供されていた部分が特例の対象となる。

②老人ホーム

養護老人ホームや有料老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の居住の敷地の用に供されていた宅地等は、次のいずれもの要件を満たす場合に限り、特例が適用される。

イ. 要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人に介護が必要なため入所したものの、障害支援区分の認定を受けていた被相続人が支援又は援助を受けるために入所したものであること

ロ. その家屋が事業の用又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族以外の者の居住の用に供されていないこと

